

宮崎大学における国際交流協定に関する手続き

平成17年 2月24日
教育研究評議会決定

改正 平成18年 5月17日

海外の大学及び研究機関等との間における国際交流協定に関する手続きについては、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 締結（大学間交流協定）

- (1) 学部及び学内共同教育研究施設（以下「部局」という。）又は異なる部局に所属する複数の教員が、大学間交流協定を締結しようとする場合は、別紙「大学等間交流協定締結（更新）申請書」（以下「申請書」という。）を作成のうえ、交流協定書（案）を添付して、国際連携センター長（以下「センター長」という。）に申請するものとする。
- (2) センター長は、申請のあった国際交流協定について、検討に値すると判断した場合には、速やかに国際連携センター（以下「センター」という。）に付託するものとする。
- (3) センターは、国際交流協定に関する基本方針、過去の交流実績及び今後の交流計画等に基づき適否を審議する。センター長は審議結果を副学長（学術交流の場合は研究担当、学生交流の場合は教育担当）に報告するものとする。
- (4) 副学長は、センターの議に基づき、国際交流協定を締結することが適当であると判断した場合には、学長に提案するものとする。
- (5) 学長は、センターで審議された交流協定書（案）を教育研究評議会に諮り、その了承を得て、当該協定を締結するものとする。

2. 締結（部局間交流協定）

- (1) 部局間交流協定は、各部局の責任において締結するものとする。
- (2) ただし、部局長は、当該部局教授会等で国際交流協定締結の適否を審議する前に、「申請書」を作成のうえ、交流協定書（案）を添付してセンター長に報告するものとする。
- (3) 部局間交流協定を締結後は、部局長は交流協定書の写しを添えて、センター長に速やかに報告するものとする。

3. 更新

1. 内容変更を伴う更新手続きは、大学間交流協定については上記1、部局間交流協定については上記2に準じるものとする。

2. 内容変更を伴わない大学間交流協定の更新についてはセンターが審議し、センター長が副学長（学術交流の場合は研究担当，学生交流の場合は教育担当）に提案し，教育研究評議会に報告のうえ，学長が署名するものとする。
3. 内容変更を伴わない部局間交流協定の更新については，各部局の責任において締結し，締結後は，部局長は交流協定書の写しを添えて，センター長に速やかに報告するものとする。

なお，更新に際しては，過去5年間における交流実績を精査し，長期間交流実績のないものについては原則として廃止する。

4. 廃止

廃止手続きについては，大学間交流協定については上記1，部局間交流協定については3の3に準じるものとする。

5. 覚書

大学間覚書及び部局間覚書に関する手続きについては上記に準じるものとする。

6. 書式

原則として，別にセンターが定める様式に沿うものとする。ただし，双方の合意により若干の字句の修正等を妨げるものではない。

1. 署名者

(1) 大学間交流協定，大学間覚書

原則として，学長が署名するものとする。

(2) 部局間交流協定，部局間覚書

原則として，部局長が署名するものとする。

2. 有効期限

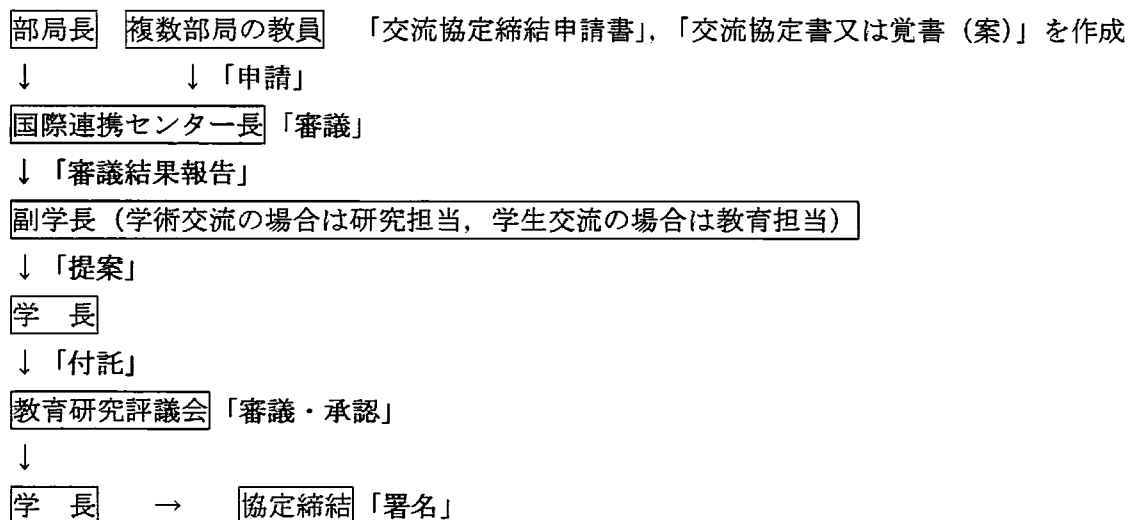
国際交流協定の実質的な有効性を確保するため有効期限を定めることとし，5年を原則とする。ただし，更新を妨げない。現在，有効期限を定めていない国際交流協定については，締結からおおむね5年毎をめぐりに，有効期限の付与を含めた更改の検討を行う。また，国際交流協定は，いずれか一方が6ヶ月以前に通告することにより終結することができるものとする。

3. 使用言語

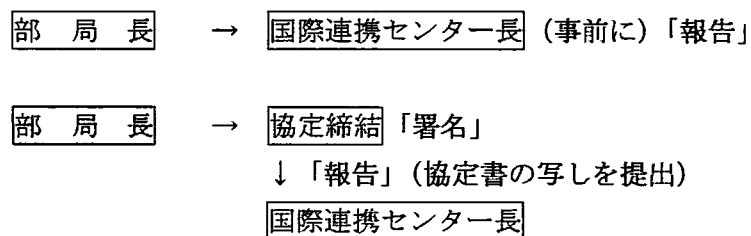
原則として，日本語及び相手国語で各1部ずつ作成し，2部ずつ保管することとする。ただし，双方の合意により英語のみでの作成等も可能とする。

国際交流協定締結に関する手続き（流れ図）

1. 大学間交流協定の締結



2. 部局間交流協定の締結



3. 大学間交流協定の更新（内容変更を伴わない場合）

連絡調整責任者・関係教員 「交流協定更新申請書」、「交流協定書又は覚書（案）」を作成

↓「申請」

国際連携センター長 「審議」

↓「提案」

副学長（学術交流の場合は研究担当，学生交流の場合は教育担当）

↓「報告」

教育研究評議会

↓

学 長 → **協定締結** 「署名」

4. 部局間交流協定の更新（内容変更を伴わない場合）

部 局 長 → **協定締結** 「署名」

↓「報告」（協定書の写しを提出）

国際連携センター長